

中央区認証保育所保育料補助金等交付要綱

平成18年3月31日

17中福児第1740号

(目的)

第1条 この要綱は、認証保育所に在籍する児童の保護者に対し、認証保育所保育料について子育てのための施設等利用給付及び予算の範囲内での補助金（以下「補助金等」という。）を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 認証保育所 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）2（1）に規定する認証保育所をいう。
- 二 認証保育所保育料 認証保育所の利用に係る基本の保育料、給食代、おやつ代、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、年会費及びこれらに係る消費税相当額をいう。
- 三 月極め利用契約 保護者と認証保育所とが締結する利用契約のうち、一時預かり保育、短時間保育等の定員に含まれない利用契約を除く契約をいう。
- 四 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項又は第4項の規定により設置された保育所をいう。
- 五 児童 中央区（以下「区」という。）の住民基本台帳に記録されている0歳児から小学校就学前までの児童又は特段の事情により区長が必要と認める者をいう。
- 六 保護者 区の区域内に住所を有する者で、児童と同一世帯に属し、認証保育所に児童を入所させ、若しくは委託し、かつ、認証保育所保育料を支払う義務を負っている者又は特段の事情により区長が必要と認める者をいう。
- 七 子育てのための施設等利用給付 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の2の給付をいう。
- 八 特定費用 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の16に掲げる費用をいう。

(対象者)

第3条 この要綱による補助金等の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 中央区保育の提供等に関する条例（昭和62年3月中央区条例第10号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する保育の提供の要件を満たし、かつ、認証保育所と月極め利用契約をし、認証保育所保育料を支払うこととなること。
- 二 前号の保護者の児童が第5条第1項の規定による申請をする月の初日現在当該認証保育所に在籍していること。
- 三 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）、法第29条第1項に規定する特定地域型保育を行う事業所又は特定教育・保育施設以外の幼稚園に在籍していないこと。

四 0歳児から2歳児までの児童が属する特別区民税若しくは市町村民税の非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）又は3歳児から5歳児までの児童が属する世帯に属する場合、当該児童が法第30条の5第1項の認定を受けていること。ただし、月の途中で区に転入し、当該月の途中から認定を受けた者は、当該月については対象外とする。

五 中央区認可外保育施設保育料補助金交付要綱（令和6年3月28日5中福育第A315号）に基づく補助金の交付を受けていないこと。

2 対象者の児童が複数の認証保育所に在籍している場合は、前項第1号の規定にかかわらず、主たる利用実績のある1施設のみ補助金等の交付の対象とする。

（補助金等の額）

第4条 児童一人につき1月当たりの補助金等の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業に係る子育てのための施設等利用給付の支給を既に受けている月については、当該支給を受けた月の補助金等の交付額から当該支給の額を減じた額とし、その額が0円を下回る場合は0円とする。

一 0歳児から2歳児までの児童が属する特別区民税又は市町村民税の課税世帯（以下「課税世帯」という。）及び非課税世帯 対象者が支払った認証保育所保育料の月額から、当該対象者の児童が認可保育所の保育を受けた場合に徴収されることとなる条例第3条に規定する保育料の月額を控除して得た額（以下「保育料差額」という。）（6万4千円を上限とする。）

二 3歳児から5歳児までの児童が属する世帯 別表に定める額

2 0歳児から2歳児までの児童が属する非課税世帯及び3歳児から5歳児までの児童が属する世帯において、月の途中で認定期間が開始又は終了をした場合の当該月について（当該月の途中で転入した場合を除く。）は、前項各号に規定する補助金等の額を交付額とする。この場合において、交付額のうちの子育てのための施設等利用給付の額は、子育てのための施設等利用給付の上限額（0歳児から2歳児までの児童が属する非課税世帯に属する保護者にあつては子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6第4項の規定により準用される同条第3項に規定する額、3歳児から5歳児までの児童が属する世帯に属する保護者にあつては同項に規定する額をいう。以下「施設等利用給付上限額」という。）に認定期間が開始した日から当該月の末日までの日数又は認定期間が終了した月の1日から当該終了をした日までの日数を乗じた額を当該月の日数で除した額を上限とする。

3 保育料差額を算定する場合において、児童の年齢は、対象者が前条第1項の規定に該当することとなった月の初日現在の年齢とし、その年度中に限り同年齢とする。

4 保育料差額を算定する場合において、月極め利用契約が月220時間を超えるときは、当該算定に係る認証保育所保育料の月額は、対象者が利用しようとしている1週間当たりの保育の利用日数で、月220時間の範囲内で最大の利用時間数の保育を行った場合における保育料の額とする。ただし、0歳児から2歳児までの児童が属する非課税世帯又は3歳児から5歳児までの児童が属する世帯に属する保護者（以下「施設等利用給付対象保護者」という。）については、基本の保育料と入所料の合計額（特定費用を含む場合は、当該特定費用の額を減じた額）が施設等利用給付上限額に満たない場合に限り、月220時間の範囲を超えた利用時間数で算出をする。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする対象者は、当該対象者が第3条第1項の規定に該当することとなった日の属する月（以下「該当月」という。）の末日（以下「申請期限日」という。）までに、次に掲げる書類を区長に提出するものとする。ただし、その提出が、申請期限日の翌日以後になった場合において、当該書類の提出について区長が特別な事情があると認め、かつ、当該書類の提出があった日より前に対象者が同項の規定に該当していたことが確認できるときは、補助金にあっては該当月の属する年度内に限り、子育てのための施設等利用給付にあっては法第73条第1項に基づき認証保育所で保育を受けた月の翌月1日から2年を経過するまでの間に限り、当該確認ができた月の末日までに書類を提出し、申請したものとみなす。

- 一 別記第1号様式による中央区認証保育所保育料補助金等交付申請書兼口座振替登録依頼書
- 二 課税証明書その他の当該対象者の児童に係る認可保育所保育料の額の算定に当たり必要となる書類
- 三 勤務証明書、診断書、り災証明書その他の条例第2条第1項に規定する保育の提供の要件を満たすことを証する書類

2 区長は、対象者が第3条第1項の規定に該当することを公簿等により確認することができるときは、前項第2号及び第3号に掲げる書類の提出を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第6条 区長は、対象者から補助金等の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは0歳児から2歳児までの児童が属する課税世帯（以下「施設等利用給付対象外世帯」という。）にあっては別記第2号様式による中央区認証保育所保育料補助金等交付決定通知書、0歳児から2歳児までの児童が属する非課税世帯又は3歳児から5歳児までの児童が属する世帯（以下「施設等利用給付対象世帯」という。）にあっては別記第2号の2様式による中央区認証保育所保育料補助金等交付決定通知書により、不適当と認めるときは施設等利用給付対象外世帯にあっては別記第3号様式による中央区認証保育所保育料補助金等不交付決定通知書、施設等利用給付対象世帯にあっては別記第3号の2様式による中央区認証保育所保育料補助金等不交付決定通知書により対象者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金等の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、前条第1項に規定する申請（同項ただし書の規定により当該確認ができた月の末日までに書類を提出し、申請したものとみなされた場合を含む。）を受けた日の属する月分（補助金にあっては交付決定者が認証保育所と月極め利用契約をした日の属する年度内の月まで、子育てのための施設等利用給付にあっては認証保育所で保育を受けた月の翌月1日から2年を経過するまでに限る。）から補助金等を交付する。

(書類の再提出等)

第7条 交付決定者は、第5条に規定する申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに別記第3号の3様式による中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届に同条第1項に規定する証明書その他の区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 交付決定者のうち、施設等利用給付対象保護者は、第5条第1項に規定する申請を4月から7月ま

で行った場合にあっては同年度の8月、12月及び翌年度の4月に、8月から11月までに行った場合にあっては同年度の12月及び翌年度の4月に、12月から3月までに行った場合にあっては翌年度の4月に、別記第3号の4様式による中央区認証保育所施設等利用給付請求書を区長に提出するものとする。

- 3 区長は、交付決定者から第1項の規定による書類の提出がなかったときは、当該変更のあった月の翌月分以降の補助金等の交付を中止することができる。
- 4 区長は、前項の規定により補助金等の交付を中止したときは、施設等利用給付対象外世帯にあっては別記第4号様式による中央区認証保育所保育料補助金等交付中止通知書、施設等利用給付対象世帯にあっては別記第4号の2様式による中央区認証保育所保育料補助金等交付中止通知書により交付決定者に通知するものとする。
- 5 区長は、前項の規定による中止後、交付決定者から第1項又は第2項に規定する書類の提出があった場合（補助金にあっては交付決定の日の属する年度と同一の会計年度内に、子育てのための施設等利用給付にあっては認証保育所で保育を受けた月の翌月1日から2年を経過するまでに限る。）は、当該書類の証する事項の証明日の属する月以後の補助金等を交付するとともに施設等利用給付対象外世帯にあっては別記第5号様式による中央区認証保育所保育料補助金等交付再開通知書、施設等利用給付対象世帯にあっては別記第5号の2様式による中央区認証保育所保育料補助金等交付再開通知書により交付決定者に通知するものとする。

（請求等の手続の委任）

第7条の2 交付決定者は、交付決定を受けた補助金等のうち、子育てのための施設等利用給付を除いた額の請求及び返納に関する手続を福祉保健部保育課長（以下「保育課長」という。）に委任することができる。

（補助金交付の請求）

第8条 交付決定者又は前条の規定による委任を受けた保育課長は、別記第6号様式による中央区認証保育所保育料補助金交付請求書を区長に提出し、交付決定を受けた補助金等のうち、子育てのための施設等利用給付を除いた額の交付を請求するものとする。

（認証保育所保育料の納入の確認）

第9条 区長は、前条の規定による請求があったときは、認証保育所に別記第7号様式による在籍証明書兼保育料納入証明書及び特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書（以下「在籍証明書兼保育料納入証明書」という。）を提出させ、交付決定者の認証保育所保育料の納入の有無及び納入金額を確認するものとする。

（補助金等の額の決定）

第10条 区長は、第7条第2項の規定による請求があった月（施設等利用給付対象保護者の場合に限る。）及び前条の規定による確認により認証保育所保育料の納入が確認できた月について、次条第1項に規定する期間ごとに補助金等の額を決定し、施設等利用給付対象外世帯にあっては別記第8号様式による中央区認証保育所保育料補助金等額決定・確定通知書、施設等利用給付対象世帯にあっては別記8号の2様式による中央区認証保育所保育料補助金等額決定・確定通知書を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付及び交付方法)

第11条 区長は、第7条第2項及び第8条の規定による請求があったときは、4月分から7月分までについては9月末日まで、8月分から11月分までについては翌年1月末日まで、12月分から翌年3月分までについては同年5月末日までに補助金等を交付する。

2 区長は、第9条の規定による確認の際、認証保育所保育料の納入が確認できなかったときは、補助金等の交付を中止するとともに、施設等利用給付対象外世帯にあっては別記第4号様式による中央区認証保育所保育料補助金等交付中止通知書、施設等利用給付対象世帯にあっては別記第4号の2様式による中央区認証保育所保育料補助金等交付中止通知書を交付決定者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による中止後、当該中止した補助金等に係る認証保育所保育料について納入の確認ができたとき（補助金にあっては交付決定の日の属する年度と同一の会計年度内に、子育てのための施設等利用給付にあっては認証保育所で保育を受けた月の翌月1日から2年を経過するまでに限る。）は、施設等利用給付対象外世帯にあっては別記第5号様式による中央区認証保育所保育料補助金等交付再開通知書、施設等利用給付対象世帯にあっては別記第5号の2様式による中央区認証保育所保育料補助金等交付再開通知書により交付決定者に通知するとともに、当該認証保育所保育料が納入された月に係る補助金等を交付するものとする。

4 区長は、中央区会計事務規則（昭和39年3月中央区規則第5号）第79条に規定する口座振替の方法により、補助金等の交付を行うものとする。

(補助金等の額の確定)

第12条 区長は、前条第1項に規定する12月分から翌年3月分までの期間に係る補助金等の額を第10条の規定により決定するときは、当該期間の属する年度に係る補助金等の額を確定し、施設等利用給付対象外世帯にあっては別記第8号様式による中央区認証保育所保育料補助金等額決定・確定通知書、施設等利用給付対象世帯にあっては別記8号の2様式による中央区認証保育所保育料補助金等額決定・確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補助金等に関する調査)

第13条 区長は、必要と認めるときは、交付決定者及び認証保育所に対し報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(決定の取消し)

第14条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金等の交付決定を受けたとき。
- 二 補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(補助金等の返還)

第15条 区長は、補助金等の交付決定を取り消した場合において、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉保健部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区認証保育所等保育料補助金交付要綱第9条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の保育に係る補助金の交付について適用し、施行日前の保育に係る補助金の交付については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区認証保育所等保育料補助金交付要綱の規定は、平成23年度分の補助金から適用し、平成22年度分までの補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の中央区認証保育所等保育料補助金交付要綱の規定によりなされた交付決定は、この要綱による改正後の中央区認証保育所等保育料補助金交付要綱の規定によりなされた交付決定とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区認証保育所等保育料補助金交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の中央区認証保育所等保育料補助金交付要綱の規定によりなされた交付決定は、この要綱による改正後の中央区認証保育所等保育料補助金交付要綱の規定によりなされた交付決定とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の中央区認証保育所等保育料補助金交付要綱の規定によりなされた交付決定は、この要綱による改正後の中央区認証保育所等保育料補助金交付要綱の規定によりなされた交付決定とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区認証保育所等保育料補助金交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区認証保育所等保育料補助金交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の中央区認証保育所等保育料補助金交付要綱の規定によりなされた交付決定は、この要綱による改正後の中央区認証保育所保育料補助金等交付要綱の規定によりなされた交付決定とみなす。
- 3 改正後の中央区認証保育所保育料補助金等交付要綱第3条、第4条第1項、第2項及び第4項ただし書、第5条、第6条、第7条第3項から第5項まで、第10条並びに第11条第3項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の保育に係る補助金等の交付について適用し、施行日前の保育に係る補助金の交付については、なお、従前の例による。
- 4 この要綱の施行日から令和2年3月31日までの間において、別記第2号様式中

「

内 訳 (9月から3月まで)	【A】 認証保育所に支払っている月額保育料	円
	【B】 認可保育所に在園した場合の月額保育料	円
	【A】－【B】	円
	補助対象期間	年 月 から 年 月まで
	補助金等の額	円 × か月分

」

は

「

内 訳 (9月から3月まで)	【A】 認証保育所に支払っている月額保育料	円
	【B 1】 9月認可保育所に在園した場合の月額保育料	円
	【B 2】 10月から3月まで認可保育所に在園した場合の月額保育料	円
	【A】－【B 1】	円
	【A】－【B 2】	円
	補助対象期間	年 月 から 年 月まで
	補助金等の額	9月 円 × か月分 10月から3月まで 円 × か月分

」

とする。

- 5 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区認証保育所等保育料補助金交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の認証保育所保育料補助金等交付要綱第4条第2項の規定は、令和2年4月分以後の認証保育所保育料について適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区認証保育所保育料補助金等交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区認証保育所保育料補助金等交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間において、別記第2号様式中

内 訳 (9月から3月まで)	【A】 認証保育所に支払っている月額保育料	円
	【B】 認可保育所に在園した場合の月額保育料	円
	【A】－【B】	円
	補助対象期間	年 月 から 年 月まで
	補助金等の額	円 × か月分

は

内 訳 (9月から3月まで)	【A】 認証保育所に支払っている月額保育料	円
	【B 1】 9月認可保育所に在園した場合の月額保育料	円
	【B 2】 10月から3月まで認可保育所に在園した場合の月額保育料	円
	【A】－【B 1】	円
	【A】－【B 2】	円
	補助対象期間	年 月 から 年 月まで
	補助金等の額	9月 円 × か月分 10月から3月まで 円 × か月分

とする。

- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区認証保育所保育料補助金等交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- この要綱による改正後の中央区認証保育所保育料補助金等交付要綱第3条第1項、第4条第1項及び第2項、第7条、第10条及び第11条第1項並びに別表の規定は、令和6年4月分以後の期間に係る認証保育所保育料補助金について適用し、同日前の期間に係る認証保育所保育料補助金については、なお、従前の例による。
- この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区認証保育所等保育料補助金交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

別表（第4条関係）

3歳児から5歳児までの世帯

保育料差額	補助金額（月額）	
	第1子	第2子以降
1円以上 37,000円未満	認証保育所保育料	
37,000円以上 40,000円未満	37,000円	
40,000円以上 45,000円未満	40,000円	40,000円
45,000円以上 50,000円未満		45,000円
50,000円以上	50,000円	

申請日	年 月 日
-----	-------

中央区認証保育所 保育料補助金等交付申請書 兼 口座振替登録依頼書

(宛先) 中 央 区 長

申請者（保護者）

住 所	〒 中央区
(ふりがな)	
氏 名	(本人が自署してください。)
電 話	父 () 母 ()
届出事由	☐ 新規 ☐ 変更

中央区認証保育所保育料補助金等交付要綱第5条の規定により、下記のとおり、中央区認証保育所保育料補助金等の交付を申請します。
なお、私及び世帯員は、補助金交付に係る審査のため、次のことに同意します。

1. 所得に関する情報を公簿等で確認すること。
2. 認可保育所の入所申込の際に添付した保育所入所申込書添付資料を利用すること（認可保育所入所申込者の場合）。
3. 交付決定された補助金の請求手続を、中央区認証保育所保育料補助金等交付要綱第7条の2に規定する保育課長に委任すること。
4. 児童の入所する施設に対し、在籍及び保育料納入状況を確認すること。
5. 対象児童の入所施設情報をきょうだいの認可保育所保育料の決定に利用すること。

記

対象児童

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	年齢	入 所 施 設 名	月額基本保育料及び基本契約時間
	年 月 日			月 額 円
認可保育園の申込み	有 ・ 無		(入所日: 年 月 日)	月 時間

家族の状況（申請者も記入してください。家族以外で同居している方も記入してください。）

(ふりがな) 氏 名	続柄	(年 齢) 生 年 月 日	職業・ 就学	備 考	個人番号
1	父	(歳) 年 月 日		(年 月 日～)	
2	母	(歳) 年 月 日		(年 月 日～)	
3		(歳) 年 月 日		(年 月 日～)	
4		(歳) 年 月 日		(年 月 日～)	
5		(歳) 年 月 日		(年 月 日～)	

- ※1 申請者及び世帯員の氏名は本人が自署してください。ただし、世帯員のうち未成年者、成年被後見人等にあつては、本人に代わって
法定代理人が署名することができます。
- ※2 続柄は、対象児童から見た続柄を記入してください。
- ※3 備考欄 父母…別居等で申請者と住所が異なる場合は住所（居住開始年月日）
子…兄弟姉妹が保育園等に通っている場合は入所施設名（入所開始年月日）

【口座振替登録依頼欄】

中央区認証保育所保育料補助金等は、次の口座に振り込んでください。

※この振込口座の情報を区からの全ての振り込みに使用することに ☐ 同意する。 ☐ 同意しない。

振 込 先 金融機関	銀 行 信 用 金 庫 信 用 組 合 農 協	本 支 店 出 張 所 支 店 所 在 地	口座種別（該当番号に○）	口座番号					
			1 普通 2 当座						
	金融機関コード 支店コード								
(フリガナ) 口 座 名 義 人 (申請者と同一に限る)									

区記入欄（記入しないでください。）

所得証明①				所得証明②				備 考
住基 源泉 入園	税額控除前所得割額		人的控除差調整額	住基 源泉 入園	税額控除前所得割額		人的控除差調整額	
	父		父		父		父	
	母		母		母		母	
階層①		入力	確認	階層②		入力	確認	